

調査票 1

都道府県・ 政令指定都市名	宮城県
------------------	-----

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	環境生活部 共同参画社会推進課
担 当 職 員 数	7 人 (専任 7 人、兼任 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	宮城県男女共同参画施策推進本部
設置年月日・根拠	平成 11 年 7 月 1 日 根拠: 宮城県男女共同参画施策推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	宮城県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 13 年 8 月 1 日
構 成 員	12 人 (女性 7 人、男性 5 人)

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 23 年 4 月 ~ 29 年 3 月		
名 称	宮城県男女共同参画基本計画(第2次)		
改定・見直しの予定時期	平成 年 月 日	<input type="radio"/>	← 未定の場合は○をつけてください。

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	宮城県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成 13 年 7 月 5 日
	施 行 日	平成 13 年 8 月 1 日
	改 正 日	平成 年 月 日
	改 正 内 容	
改正が予定されている場合、改正予定時期:		平成 年 月
無の場合 ※ どちらかに○をつけてください。	制定等について検討中(あれば、具体的に)	
	特に検討していない	

6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1	平成25年4月1日	2	平成25年5月1日	3	その他:平成 年 月 日
目 標 値	28 年度まで	40 %	年度まで	%	年度まで	%	年度まで	%
根 拠	「宮城県男女共同参画基本計画(第2次)」平成23年3月15日策定							
対象となる審議会等の範囲	法律、条例及び要綱等に基づき設置される審議会等(開催が不定期・臨時的なもの等を除く。県職員(あて職)は算定基礎から除く。)							
目標の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数 (104)	うち女性委員を含む審議会等数 (101)				
	延総委員等数 (1,244)		延女性委員等数 (433)	女性比率 (34.8)				
うち法律または政令に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数 (29)	うち女性委員を含む審議会等数 (29)				
	延総委員等数 (389)		延女性委員等数 (136)	女性比率 (35.0)				
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	1	審議会等数 (35)	うち女性委員を含む審議会等数 (32)				
	延総委員等数 (840)		延女性委員等数 (237)	女性比率 (28.2)				
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	委員会等数 (9)	うち女性委員を含む審議会等数 (7)				
	延総委員等数 (69)		延女性委員等数 (11)	女性比率 (15.9)				
目標値以外の目標設定								
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 <input type="radio"/> (公表 <input type="radio"/> ・ 非公表 <input type="radio"/>) ・ 無 <input type="radio"/> ・ 作成予定有 <input type="radio"/>						
	人材名簿が有る場合	掲載人数	311 人 (平成 25 年 4 月現在)					
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> ・ 無 <input type="radio"/> 委員の公募 <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> ・ 無 <input type="radio"/> その他 ()						

(*) 平成25年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況 ※該当する時点の番号に○をつけてください。

		調査時点コード		① 平成25年4月1日		2 平成25年5月1日		3 その他:平成 年 月 日	
		管理職総数 (人) (A)	うち女性管理職数 (人) (B) = (C+D+E)	女性比率 (%) (B/A)	部局長クラス (人) (C)	次長クラス (人) (D)	課長クラス (人) (E)		
本庁	計	424	11	2.6	0	0	10		
	うち一般行政職	341	10	2.9	0	0	9		
支庁・地方 事務所等	計	477	48	10.1	2	0	46		
	うち一般行政職	347	33	9.5	2	0	31		
全体	計	901	58	6.4	2	0	56		
	うち一般行政職	688	42	6.1	2	0	40		
再掲	警察関係	111	0	0.0	0	0	0		
	教育委員会	159	24	15.1	0	0	24		

(2) 女性公務員の採用状況 平成24年4月1日～25年3月31日

		総数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
全体		584	146	25.0
うち 上級		282	72	25.5
うち一般行政職		239	104	43.5
うち 上級		122	37	30.3
うち警察関係		190	34	17.9
うち 上級		122	15	12.3

(3) 女性採用・登用のための措置 ※実施しているものに○をつけてください。

- 1. 女性の採用目標の設定 具体的目標 (平成33年までに警察官総定員に占める女性警察官の割合が10%となるようにする。)
- 2. 女性の管理職登用目標の設定 具体的目標 ()
- 3. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定
- 4. 上記3の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置
- 5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置
- 6. その他 (内容:)

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名称	愛称・通称		
設置年月日	施設形態	単独施設	複合施設
所在地等	郵便番号: 住所:		
	電話番号: FAX番号:		
	ホームページ:		
管理・運営主体 ※1～2について、該当するものに○をつけ、記入してください。	1. 施設管理 直営(担当部局名:) 指定管理者(名称:) その他()		
	2. 事業運営 直営(担当部局名:) 指定管理者(名称:) その他()		
職員数	常勤 人、 非常勤 人	予算額	平成25年度 千円
主な事業 (男女共同参画・女性に関するもの)	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 1. 広報啓発(主な事項:) 2. 講座(主な事項:) 3. 相談事業(主な事項:) 4. 情報収集・提供(主な事項:) 5. 苦情処理(主な事項:) 6. 交流促進(主な事項:) 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項:) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) 9. 調査研究(主な事項:) 10. その他(主な事項:)		

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日	平成 年 月 日	出資者	

10 民間団体(女性団体等)との連携

(1) 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携 ※該当するものに○をつけてください。

- 1. 民間団体の組織化((2)へ)
 2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催
 ○ 3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供
 4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付
 5. 地方公共団体から民間団体への事業委託
 6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催
 7. その他 { 主な事項: }

(2) 民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	○ 有 無	名称等: 宮城県各種女性団体連絡協議会	加盟団体数	8団体
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	○ 有 無		会 員 数	17,167人
活 動 内 容 ※実施しているものに○をつけてください。	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容: }			

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

- 1. 担当者連絡会議の開催
 2. 市町村職員研修会の開催
 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
 ○ 4. 関係情報の収集提供
 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ
 6. 補助金等の交付 { 名 称 :
交付先 : }
7. その他 { 内容: }

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

(2) 女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
 ○ 2. 研修受講職員の男女比を配慮
 3. その他 { 内容: 本欄の2は、教育庁の取組 }

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	24年度予算 (千円)	25年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	11,754	10,370	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.00069 %	0.00069 %	第2款総務費第10項生活環境費第6目男女共同参画推進費を計上(人件費は含めていない)
男女共同参画・女性のための施設整備費			

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するものに○をつけてください。

1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定の有無	有(無)
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定の有無	有(無)
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定の有無	有(無)
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定の有無(有の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	有(無)
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	有
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	有
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	有
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	有
	(5) その他(内容:)	有

15 調査や統計における男女別等統計の状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	有 ○ 無	名称
公表周期	年	
公表主体 ※該当するものに○をつけてください。	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他()	

16 平成25年度実施予定事業

※欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。

名 称	事業内容等	参加予定者数	時 期
1. 委員会・懇話会 ・ 男女共同参画審議会	男女共同参画基本計画の進捗状況に係る審議	各回12人(2回)	7月、3月
2. 広報啓発 ・ みやぎ県政だより(県広報紙)及びパンフレット等による広報啓発 ・ パンフレットの配布・作成(増刷)	・ みやぎ男女共同参画相談室等について、広く県民への周知を図る。 ・ 一般向けパンフレットを作成・配布。また、県内の高校及び中学生を対象としたパンフレットを作成・配布し、若年期からのDV防止への意識啓発を行い、未然防止を図る。		随時 4月~3月
3. 講座 ・ デートDV防止講座	・ 県内の中・高校及び大学等各種学校が実施するデートDV講座に対して講師の派遣を行い、若い世代への意識啓発を図る。	約4,000名 (昨年度25校で実施)	5月~3月
・ 被災地におけるDV被害者等サポート講座	・ 東日本大震災後のDV被害の増加や深刻化の懸念があることから、なお一層の防止対策及び支援の充実を図るため、被害の大きかった沿岸市町等において、支援者等に対する講座を実施する。(全34回)	1,700名 (50名×34回)	5月~3月
4. 相談事業 ・ みやぎ男女共同参画相談室(一般相談)	男女共同参画に関する苦情、各種相談に男女共同参画相談員が電話又は面接(予約)で応じる。		平日
・ みやぎ男女共同参画相談室(法律相談)	女性弁護士による専門相談(事前予約制)		月1回
・ みやぎ男女共同参画相談室(男性相談)	男性相談員による男性向け相談		毎週水曜日
・ 東日本大震災 心の相談ホットライン・みやぎ	被災地における男女共同参画に関する悩み・配偶者、パートナーからの暴力に関する相談について、相談員が電話で応じる。【内閣府共催事業】		平日
・ 被災地におけるDV被害者等サポート事業	・ 東日本大震災後のDV被害の増加や深刻化の懸念があることから、なお一層の支援の充実を図るため、被害の大きかった沿岸市町等において、当事者による話し合いの場や個別相談を実施する。	50名程度	5月~3月
・ 女性相談員設置事業	・ 要保護女子の早期発見、相談に応じるとともに配偶者からの暴力に関する相談を受け付ける。		通年
5. 情報収集・提供 ・ インターネットによる情報提供	男女共同参画に関する国や関係機関等の情報を収集し、県のホームページに掲載。		随時

6. 苦情処理			
・ みやぎ男女共同参画相談室(一般相談)	男女共同参画に関する苦情、各種相談に男女共同参画相談員が電話又は面接(予約)で応じる。		平日
・ 県政相談員	県政への苦情申立対応等を行う。		通年
7. 交流促進			
・			
・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ 女性のチカラを活かす企業認証制度	女性の登用等, 一定基準を満たす企業を認証		通年
・ 被災地におけるDV被害者等サポート事業	・当該事業において, 県内の民間団体へ事業を委託し, 県内市町村及び関係機関との連携を図る。		5月～3月
9. 国際交流・海外派遣事業			
・			
・			
10. 調査研究			
・			
・			
11. その他			
・ 市町村パートナーシップ事業	市町村の男女共同参画を推進するため, 市町村と共催で啓発事業を実施する。		随時
・ 婦人保護関係者研修会	・DV被害者支援に関する研修会を実施する。	20名	11月
・ 婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会	・婦人保護事業の現状と課題についての協議等を行う。	70名	9月
・ 市町村等職員研修会	・市町村等職員の資質向上を図る。	100名	5月
・ 自立支援金貸付事業	・婦人保護施設等に入所中のDV被害者の自立を促進するため, 費用の貸付を実施する。		通年

都道府県名	宮城県
-------	-----

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成25年4月1日現在	○	平成25年5月1日現在		その他:平成 年 月 日現在	
-------------	---	-------------	--	----------------	--

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事	女性	○	男性	任期:平成 21 年 11 月 21 日 ~ 25 年 11 月 20 日
※該当する方に○をつけてください				
副知事	2 人 (女性 人、男性 2 人)			

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成25年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、25年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。

新たに追加・変更・廃止等がありましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入してください。

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1	都道府県防災会議	53	4	7.5	
2	国土利用計画地方審議会	13	7	53.8	
3	土地利用審査会	7	3	42.9	
4	都道府県交通安全対策会議	20	0	0.0	
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	32	11	34.4	
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	46	12	26.1	
7	精神医療審査会	17	6	35.3	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
9	都道府県医療審議会	26	9	34.6	
10	准看護師試験委員	10	7	70.0	
×	11 麻薬中毒審査会				
12	地方社会福祉審議会	42	11	26.2	
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	5	25.0	
14	国民健康保険審査会	9	2	22.2	
15	都道府県農業共済保険審査会	3	0	0.0	
16	都道府県森林審議会	11	5	45.5	
17	都道府県建設工事紛争審査会	15	1	6.7	
18	建築審査会	7	3	42.9	
19	都道府県建築士審査会	6	2	33.3	
20	都道府県都市計画審議会	20	6	30.0	
21	開発審査会	7	3	42.9	
22	私立学校審議会	14	5	35.7	
23	石油コンビナート等防災本部	32	1	3.1	
×	24 公害健康被害認定審査会				
×	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	26 都道府県児童福祉審議会				
27	地方港湾審議会	23	2	8.7	
28	土地区画整理審議会	20	0	0.0	
29	教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
30	介護保険審査会	18	9	50.0	
31	道府県固定資産評価審議会	12	2	16.7	
32	感染症の診査に関する協議会	18	6	33.3	
33	警察署協議会	202	86	42.6	
34	土地収用事業認定審議会	7	4	57.1	
35	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
36	国民保護協議会	61	2	3.3	
37	地方独立行政法人評価委員会	22	6	27.3	3委員会合計
×	38 市街地再開発審査会				
×	39 都道府県職員委員会				
×	40 自然再生協議会				
41	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	8	1	12.5	
42	後期高齢者医療審査会	9	2	22.2	
43	留置施設視察委員会	5	2	40.0	
×	44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
合 計		840	237	28.2	

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	15	2	13.3	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	15	0	0.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
合 計		69	11	15.9	